

議案第 4 1 号

羽生市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

羽生市子ども医療費支給に関する条例（昭和 4 8 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護している<u>もの</u>をいう。</p> <p><u>（3） 受給資格者 保護者であって、その子どもの主たる生計維持者であり、子ども医療費支給事業の受給資格を市長から認定されたものをいう。</u></p> <p><u>（4） （略）</u></p> <p><u>（5） （略）</u></p> <p><u>（6） （略）</u></p> <p><u>（対象となる子ども）</u></p> <p>第 3 条 次条に規定する子ども医療費の支給の対象となる者は、市内に住所を有し、国民健康保険法に</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護している<u>主たる生計維持者</u>をいう。</p> <p><u>（3） （略）</u></p> <p><u>（4） （略）</u></p> <p><u>（5） （略）</u></p> <p><u>（支給対象）</u></p> <p>第 3 条 次条に規定する子ども医療費の支給の対象となる者は、市内に住所を有し、国民健康保険法に</p>

よる被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども（以下「対象となる子ども」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

(1)・(2) (略)

(3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令により対象となる子どもに係る国民健康保険法による世帯主、社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となったとき。

(4) (略)

(支給額)

第4条 市長は、受給資格者に対して、対象となる子どもに係る一部負担金に相当する額（以下「子ども医療費」という。）を支給するものとする。

(受給資格の登録等)

第5条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受給資格者と認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか一の者が、当該子どもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護

よる被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども（以下「対象となる子ども」という。）の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者は、支給対象となる者から除く。

(1)・(2) (略)

(3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令により対象となる子どもに係る国民健康保険法による世帯主、社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となった者

(4) (略)

(支給額)

第4条 市長は、対象となる子どもに係る一部負担金を支払った保護者に対し、当該一部負担金に相当する額（以下「子ども医療費」という。）を支給するものとする。

(受給資格の登録等)

第5条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、子ども医療費の支給対象と認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。

者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定するものとし、認定したときは、受給資格証を交付しなければならない。

4 受給資格者は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第6条 第4条の規定による支給は、対象となる子どもの保護者の申請に基づき行うものとする。

2・3 (略)

3 第1項の規定により子ども医療費の受給資格の登録を受けた保護者(以下「受給資格者」という。)は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に、被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第6条 第4条の支給は、対象となる子どもの保護者の申請に基づき行うものとする。

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の羽生市子ども医療費支給に関する条例第5条第1項の登録を受けている者は、改正後の条例第5条第1項の登録を受けたものとみなす。

令和2年6月3日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明